

令和 4 年 3 月

第 1 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報 第 1 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 1 頁
報 第 2 号	令和 2 年度香芝市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について----- 3 頁
承 第 1 号	令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分の報告及び承認について----- 5 頁
議 第 1 号	香芝市個人情報保護条例の一部を改正することについて----- ----- 6 頁
議 第 2 号	香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて----- 8 頁
議 第 3 号	香芝市職員定数条例の一部を改正することについて----- ----- 1 1 頁
議 第 4 号	香芝市総合福祉センター条例の一部を改正することについて ----- 1 3 頁
議 第 5 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて----- ----- 1 5 頁
議 第 6 号	香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて----- 1 8 頁
議 第 7 号	令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 2 号）について-- ----- 2 0 頁
議 第 8 号	令和 3 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） について----- 2 1 頁
議 第 9 号	令和 3 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） について----- 2 2 頁
議第 1 0 号	令和 3 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につ いて----- 2 3 頁
議第 1 1 号	令和 3 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）に ついて----- 2 4 頁

議第 1 2 号	令和 3 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 2 号）について ----- 2 5 頁
議第 1 3 号	令和 3 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について----- 2 6 頁
議第 1 4 号	令和 4 年度香芝市一般会計予算について----- 2 7 頁
議第 1 5 号	令和 4 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について----- 2 8 頁
議第 1 6 号	令和 4 年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について----- 2 9 頁
議第 1 7 号	令和 4 年度香芝市介護保険特別会計予算について----- 3 0 頁
議第 1 8 号	令和 4 年度香芝市土地取得特別会計予算について----- 3 1 頁
議第 1 9 号	令和 4 年度香芝市財産区財産特別会計予算について----- 3 2 頁
議第 2 0 号	令和 4 年度香芝市水道事業会計予算について----- 3 3 頁
議第 2 1 号	令和 4 年度香芝市下水道事業会計予算について----- 3 4 頁
議第 2 2 号	奈良県広域消防組合理約の一部を変更することについて----- 3 5 頁
議第 2 3 号	香芝市道路線の認定について----- 3 7 頁
議第 2 4 号	計画の策定について----- 3 8 頁
議第 2 5 号	計画の策定について----- 3 9 頁

議第 2 6 号	計画の変更について----- ----- 4 0 頁
同 第 1 号	香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求 めることについて----- 4 1 頁
諮 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて----- ----- 4 2 頁

報第1号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１月６日

香芝市長 福 岡 憲 宏

１ 相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]（運転者 [REDACTED]）

２ 事故の概要

令和３年１０月２０日午後２時３０分ごろ、香芝市畑三丁目８８７番４先の国道１６５号を東方向へ走行していたところ、停止車両の側方を通過しようとして車線境界線を越えた相手車の右前部が当方の左後部に接触し、双方とも破損したものである。

３ 和解条項

- (１) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として３０，４７０円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (２) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４ 所管課

都市創造部農政土木管理課

報第2号

令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置 について

令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年2月28日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

1 不認定となった日

令和3年12月17日

2 不認定の理由

- (1) 時間外勤務手当が適正に支払われていなかったこと及びそれに対する議会への説明が適切ではなかったことから、令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算について不認定とされたもの
- (2) 地元対策事業のひとつである王寺町のごみ収集車の搬入経路となる道路整備に係る経費の負担が本市と王寺町の間で適正ではないこと及び香芝・王寺環境施設組合が処理すべきごみの焼却灰の運搬業務に係る経費を支出していることから、令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算について不認定とされたもの

3 講じた措置の内容

- (1) 上記2（1）の不認定の理由を踏まえ、次のとおり必要な措置を講じた。
イ 令和元年9月から令和3年8月までの2年間における勤務の実態を調

査し、時間外勤務命令を行った時間に係る時間外勤務手当について、令和3年12月27日及び令和4年1月31日にそれぞれ支払いを行った。

ロ 時間外勤務命令は、原則時間単位で行うこととしているが、実際の勤務時間との差が生じた場合、当該勤務時間に時間外勤務命令の修正を行うこととする取扱いについて、所属長への周知徹底を怠っていたため、時間外勤務命令は時間単位でしか行えないとの認識が常態化していた。そのため、時間外勤務命令の時間と実際の勤務時間との差が生じた場合における取扱いについて、改めて文書で所属長及び職員に周知するとともに、所管課において時間外勤務命令に係る取扱いマニュアルを作成し、併せて周知した。

ハ 管理職を対象とした労務管理研修を行った。

(2) 上記2(2)の不認定の理由を踏まえ、次のとおり必要な措置を講じた。

イ 道路整備等に係る経費の負担については、王寺町が令和3年12月21日付けで地方自治法第251条の2第1項の規定による調停を奈良県に申請したことから、本市も調停において適切な対応を行う。

ロ ごみの焼却灰の運搬業務については、令和4年11月1日から香芝・王寺環境施設組合において処理されることとなっているため、本市の当該業務に係る委託契約の契約期間は、令和元年8月1日から令和4年10月31日までとしている。そのため、ごみの焼却灰の運搬業務に係る経費については、令和4年4月から同年10月までの7箇月分のみを令和4年度香芝市一般会計予算に計上した。

承第1号

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度香芝市一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年2月28日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

議第 1 号

香芝市個人情報保護条例の一部を改正することについて

香芝市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

香芝市個人情報保護条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第4項中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第3条第4項第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 2 号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を
改正することについて

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和３年条例第３１号）の
一部を次のように改正する。

別表第１の改正規定中

香芝市みどりの 基本計画策定委 員会	みどりの基本計 画の策定につい ての調査審議に 関する事項	１０人以内	識見 関係 る者 関係 員 その と認
--------------------------	--	-------	---------------------------------------

を有する者 団体が推薦す	審査期間
行政機関の職	
他市長が必要 める者	

を

香芝市みどりの 基本計画策定委 員会	みどりの基本計 画の策定につい ての調査審議に 関する事項	１０人以内
香芝市立地適正 化計画策定委員 会	立地適正化計画 の策定について の調査審議に関 する事項	１４人以内

識見を有する者 関係団体が推薦す る者 関係行政機関の職 員 その他市長が必要 と認める者	審査期間
---	------

に改める。

識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
---	------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 号

香芝市職員定数条例の一部を改正することについて

香芝市職員定数条例の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市職員定数条例の一部を改正する条例

香芝市職員定数条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「460人」を「485人」に改め、同条第6号中「130人」を「105人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第4号

香芝市総合福祉センター条例の一部を改正することについて

香芝市総合福祉センター条例の一部を次のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

香芝市総合福祉センター条例（平成１０年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表の１ かしば・屯鶴峯温泉の使用料の表中

「	娯楽室 1	
	娯楽室 2	1 時間（1 時
	娯楽室 3	

間未満の場合は、1 時間とする。）当たり1,000円

を削る。

別表の２ 各室の使用料の表視聴覚室の項を削り、同表会議室３の項の次に次のように加える。

会議室 4	900	1,200	2,100
-------	-----	-------	-------

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第 5 号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の2中「第16条の2」の次に「及び第16条の4」を加え、同条第1号ハ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号二中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号二中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「により」を「による」に改める。

第13条の6中「第16条の2」の次に「及び第16条の4」を加え、同条第2号ロ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第16条の4を第16条の5とし、第16条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第16条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に掲げる場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の4又は第13条の6の7」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1）第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

（2）前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の4又は

第13条の6の7」と読み替えるものとする。

第20条第1項に次の1号を加える。

(4) 国が補助を行う対象となる保険料減免の基準に該当する者

第20条第2項中「普通徴収の方法により徴収されている保険料については納期前7日までに、特別徴収の方法により徴収されている保険料については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日」を「市長が定める申請期限」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 6 号

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正すること
について

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香芝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第 7 号

令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 2 号）について

令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 2 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 8 号

令和 3 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 3 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、別紙
のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 9 号

令和 3 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 3 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第10号

令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第4号）
について

令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年2月28日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第 11 号

令和 3 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 3 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙の
とおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 12 号

令和 3 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度香芝市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり
議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 13 号

令和 3 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 14 号

令和 4 年度香芝市一般会計予算について

令和 4 年度香芝市一般会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 15 号

令和 4 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について

令和 4 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を
求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第16号

令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について

令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年2月28日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第 17 号

令和 4 年度香芝市介護保険特別会計予算について

令和 4 年度香芝市介護保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第18号

令和4年度香芝市土地取得特別会計予算について

令和4年度香芝市土地取得特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和4年2月28日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第 19 号

令和 4 年度香芝市財産区財産特別会計予算について

令和 4 年度香芝市財産区財産特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 20 号

令和 4 年度香芝市水道事業会計予算について

令和 4 年度香芝市水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 21 号

令和 4 年度香芝市下水道事業会計予算について

令和 4 年度香芝市下水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 22 号

奈良県広域消防組合理約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、奈良県広域消防組合理約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

奈良県広域消防組合規約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合規約（平成２６年奈良県指令市町村第１０２０号）の一部を次のように変更する。

第５条第１項中「２５人」を「２６人」に改め、「長又は」を削る。

第６条中「１年」を「２年」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 組合議員の任期の始期は、組合の条例で定める。

別表第６区分の項を次のように改める。

第６区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	３人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		２人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村

附 則

（施行期日）

１ この規約は、令和４年７月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

２ この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

３ この規約による改正後の第５条第１項及び第６条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

議第 2 3 号

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の香芝市道路線を認定する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	5-242	上中1045-7	上中1040-3	

議第 2 4 号

計画の策定について

第 3 次香芝市男女共同参画プランを別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

計画の策定について

第 3 次香芝市生涯学習推進基本計画を別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

議第 26 号

計画の変更について

香芝市公共施設等総合管理計画を別紙のとおり変更したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

同第 1 号

香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき
同意を求めることについて

令和 4 年 4 月 6 日付けで任期満了予定の香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、次の者を本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

住 所	氏 名	生 年 月 日
	郷 原 章 裕	

諮第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年2月28日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

住 所	氏 名	生 年 月 日
	沖 本 可 奈	